九　開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第十一条第一項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日

（美容師法施行規則の一部改正）

第二条　美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次の二号を加える。

八　開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条の二第三項に規定する理容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該理容所の名称

九　開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第十一条第一項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十七号

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十二号）及び活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百九号）の施行に伴い、次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部を改正する省令

次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令（平成十七年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第五条」を「第六条」に改める。

附　則

この省令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月十日）から施行する。